

○北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

昭和 47 年 3 月 30 日

条例第 6 号

（使用料及び手数料）

第4条 市は、別表第2の左欄に掲げる産業観光施設の使用又はこれらの施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表の中欄及び右欄に定める使用料又は手数料を徴収する。

（昭50条例51・平元条例7・平9条例14・平12条例25・平17条例57・一部改正）

（使用料及び手数料の減免）

第5条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

別表第 2（第 4 条関係）

施設の種類	使用料及び手数料				備考
商工貿易会館	事務室及びショールーム使用料	1 平方メートルにつき	月額 2,150 円		使用料は、使用する月の末日までに納入すること。 使用期間が 1 月に満たない場合の使用料は、日割計算とする。
ホール及び会議室使用料	—	9 時～17 時	17 時～22 時		次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。) 会議室 A 面積が 100 平方メートル以上の会議室をいう。) 会議室 B 面積が 100 平方メートル未満の会議室をいう。 多目的ホールについて、使用面積が 2 分の 1 以下のときは、規定使用料の 2 分の 1 を徴収する。 営利のための即売会を主たる目的とする使用に係る使用料は、規定使用料の 5 割増を徴収する。
	多目的ホール	1 時間又はその端数ごとに 10,800 円	1 時間又はその端数ごとに 13,000 円		
	エントランスホール	〃 2,500	〃 3,000		
	会議室 A	〃 3,500	〃 4,200		
	会議室 B	〃 1,100	〃 1,300		
	特別会議室	〃 1,500	〃 1,800		
器具使用料	音響設備	1 時間又はその端数ごとに 800 円			
	映写設備	1 時間又はその端数ごとに 1,000 円			
	移動式ステージ	5 台以内	1 回	1,500 円	
		5 台を超える 1 台ごとに	〃	300	
使用料及び手数料は、この表において特に定めるものを除くほか、前納とする。					